

# 平成31年度事業計画（アクションプログラム目標）及び収支予算の設定について

群馬県担い手育成総合支援協議会

## I. 基本方針

農業・農村を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や担い手不足に加え、耕作放棄地の解消が地域の課題となっている中で、地域農業の発展と農業者の所得の向上を図るため、認定農業者等の担い手の育成・確保等が重要となっている。

こうした状況の中、本協議会では、アクションプログラムの目標達成に向けた取り組みをはじめ、農業経営相談所を運営し、担い手の経営発展の過程に応じた経営の法人化や、人材確保等の様々な経営課題に対して支援を行うとともに、担い手への農地の利用集積を推進するため、地域担い手育成総合支援協議会や、県関係機関、団体と連携を図り、次のとおり取り組むものとする。

## II. 重点的取組事項

### 1. アクションプログラムの目標達成に向けた取り組み

認定農業者、農業法人、集落営農の育成確保及び担い手への農地の利用集積に関する目標達成に向け、様々な対策に取り組む。

### 2. 認定農業者への誘導と再認定の取り組みの推進

認定農業者等の確保を図るため、基本構想水準到達農業者、農業法人、認定新規就農者、人・農地プランで位置づけられた者等を認定農業者へ誘導するとともに再認定を推進する。

### 3. 農業経営相談所と担い手の経営発展に向けた支援

本協議が開設している農業経営相談所では、自らの経営改善に意欲的に取り組む認定農業者、集落営農等の担い手を重点指導農業者として位置づけ、農業経営の法人化、人材確保等の様々な経営課題に対して、関係機関と連携を図り伴走支援を行う。

本相談所が実施する担い手への支援活動等について、県内の農業者に対して広く周知活動を行う。

### 4. 集落営農法人の支援と組織化の推進

集落営農法人等に対して、県農業再生協議会と連携を図りながら経営管理能力向上等に向けた取り組みを行うとともに、これから担い手不足が見込まれる中山間地域等における集落営農の組織化、法人化を推進する。

### 5. 担い手への農地集積、集約化の取組支援

人・農地プランで定められた地域の中心となる経営体（担い手）等への農地集積、集約化の一層推進するために、農地中間管理機構と連携しながら地域協議会等の取り組みを支援する。

### Ⅲ. 活動計画

#### 1. 総会・幹事会の開催

##### (1) 総会

アクションプログラム、年次事業計画および収支予算等を決定するために総会を開催する。

##### (2) 幹事会

担い手育成・確保のための事業計画および収支予算、アクションプログラム等の検討をするために幹事会を開催する。

#### 2. 担い手育成・確保対策事業の実施

##### (1) 群馬県農業経営相談所の運営

認定農業者等の担い手からの農業経営等に係る相談窓口を設置し、関係機関と連携を図りながら、認定農業者等の担い手の育成・確保に取り組む。

##### ア. 重点指導農業者への支援

経営改善等に意欲的な農業者を選定のうえ、専門家等からなる支援チームによる経営診断や、経営戦略達成に向けた専門家派遣等の伴走支援を行う。

##### イ. 経営相談会の開催（3回）

税理士、社会保険労務士等の専門家との個別相談会を開催し、認定農業者等の経営改善等に向けた取り組みの支援を行う。

##### ウ. 農業経営セミナーの開催（2回）

農業経営改善に関するセミナーの開催を通して、認定農業者等の経営発展等に向けた取り組みの支援を行う。

##### エ. 集落営農塾等の開催（2回）

集落営農法人等の抱える様々な課題の解消をはかるために集落営農塾等の開催し、法人経営の安定や、経営確立に向けた取り組みの支援を行う。

##### オ. 集落営農の法人化支援

集落営農組織の法人化に向けた取り組みの支援を行う。

##### カ. 本相談所の周知活動

認定農業者等の担い手に対して、本相談所の活動等について広く周知を図る。

##### (2) 群馬県認定農業者連絡協議会の運営

認定農業者の抱える経営課題を解決するとともに、健全な農業経営の発展・確立に向けた研修会の開催等の活動を行う。

##### (3) 地域担い手協議会等の活動支援

地域担い手協議会等が、担い手に対象に開催する農業経営能力、経営発展に向けた研修会の講師として、担い手支援スペシャリストの派遣等の支援を行う。

#### 3. 構成機関との連携・協力

県協議会の構成機関との情報共有を含めた積極的な連携・協力を図り、的確、効果的な活動を行う。

アクションプログラム  
担い手育成・確保の目標（平成31年度末）

	現 状 (平成30年度)	平成31年度末 目 標	
		年間確保 目 標	年 度 末 目 標
認 定 農 業 者	4,790 経営体	410 経営体	5,200 経営体
農 業 法 人	775 法人	15 法人	790 法人
集落営農組織数	132 組織	5 組織	137 組織
担い手への農地の 利用集積目標(%)	37.2%	4.8%	42.0 %

※ 認定農業者と農業法人は一部重複する。

※ 担い手への農地の利用集積目標の「担い手」とは、①認定農業者、②基本構想水準到達者、③集落営農経営、④認定新規就農者とする。